

令和2年度～

介護福祉士実務者 研修受講資金貸付



のご案内

介護福祉士の資格を取得し、将来宮崎県内において介護業務に従事しようとする方々に実務者研修受講資金を貸し付ける制度です。2年間従事することで返還が免除されます。

対象者

実務者研修受講者で、実務者研修を修了後、最初に受験申込みが可能となる年度に行われる介護福祉士国家試験を受験できる方であり、宮崎県内で介護等の返還免除対象業務に従事しようとする方。

※ 貸付申請は受講期間中です。入学前や修了後の申請はできません。

※ 実務者研修を受講するために、他制度に基づく貸付や給付を利用している場合、併用はできません（ハローワークの専門実践教育訓練給付・特定一般教育訓練給付は除く）。

貸付額

20万円以内（1人につき1回限り）

実務者研修施設に支払う授業料、参考図書等に充てることができます。

返還免除

実務者研修を修了した日から1年以内に介護福祉士の登録を行い、宮崎県内の返還免除対象業務に**2年間**従事したとき

※2年間とは在職期間が通算730日以上であり、かつ業務に従事した期間が360日以上必要です。

返 還

以下の場合、受講資金の返還が生じます。

- 1 貸付契約が解除されたとき
- 2 実務者研修修了後、1年以内に介護福祉士として登録せず、又は宮崎県内において返還免除対象業務に従事しなかったとき
- 3 宮崎県内において返還免除対象業務に従事する意思がなくなったとき
- 4 業務外の事由により死亡し、又は心身の故障により業務に従事できなくなったとき
- 5 実務者研修を修了した日から1年以内に返還の債務の履行猶予がなされなかったとき

申 請

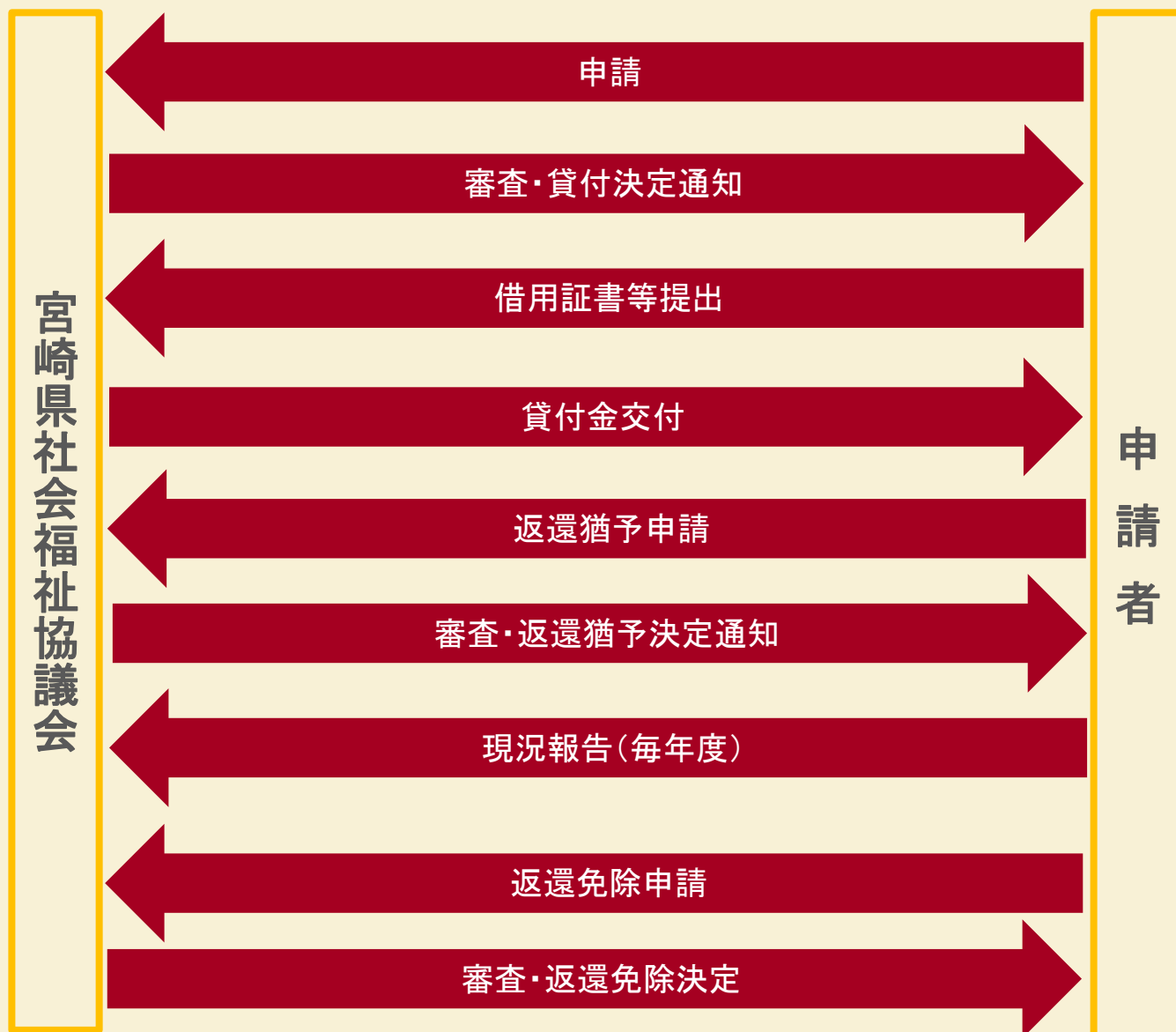
事前に本会から申請手続きに関する説明を受け、申請書類を受け取ってください。

従事している介護施設や事業所等の長の推薦状が必要となります。

また、世帯全員および連帯保証人の所得証明書を市町村の役所（窓口、郵送、コンビニ交付など）で取得し、原本を提出していただきます。

実務者研修受講期間中に、申請書類を揃え直接本会へ申請してください。郵送も可能です。

貸付の流れ



対象となる「返還免除対象業務」とは？

昭和63年2月12日社庶第29号社会局長・児童家庭局長連名通知「指定施設における業務の範囲等及び介護福祉士試験の受験資格に係る介護等の業務の範囲等について」の別添1に定める職種若しくは別添2に定める職種又は当該施設の長の業務とします。

くわしくは、[宮崎県社会福祉協議会ホームページ「耳寄り情報！・福祉人材を育成するための貸付制度について」](#)から、ご確認ください。

問合せ・申込み先

社会福祉法人 宮崎県社会福祉協議会 福祉人材貸付相談室

住所 〒880-8515 宮崎県宮崎市原町2-22(県福祉総合センター人材研修館4階)

URL <http://www.mkensha.or.jp/>

電話 0985-61-2424 受付時間 8:30~17:15(土日祝日除く)